

宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成16年1月16日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成15年10月28日

2 通知のあった日

宮城県知事

平成15年12月18日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処理内容、納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので、今後とも改善策を継続する必要がある。

ロ 措置の内容

納税折衝経過等の記録管理の徹底等、債権管理の適正な事務処理について、徴収事務指導等で引き続き重点的に指導し、改善を図ることとした。

(2) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

自動車税に係る督促状の発付が遅延していたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

自動車税の督促状発付については、事務処理の効率化などを検討の上、改善を図ることとした。

(3) 仙台地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において、改善の努力がみられるものの、なお催告等の処

理内容，納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので，今後とも改善策を継続する必要がある。

□ 措置の内容

滞納整理票等により，催告等の処理内容，納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに，定期的な資力回復調査等を実施し，より一層適正な債権管理を図ることとした。

(4) 迫地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において，改善の努力がみられるものの，なお催告等の処理内容，納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので，今後とも改善策を継続する必要がある。

□ 措置の内容

滞納整理票等により，催告等の処理内容，納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに，定期的な資力回復調査等を実施し，より一層適正な債権管理を図ることとした。

(5) 石巻地方県事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において，改善の努力がみられるものの，なお催告等の処理内容，納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので，今後とも改善策を継続する必要がある。

□ 措置の内容

滞納整理票等により，催告等の処理内容，納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに，定期的な資力回復調査等を実施し，より一層適正な債権管理を図ることとした。

(6) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において，改善の努力がみられるものの，なお催告等の処理内容，納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので，今後とも改善策を継続する必要がある。

□ 措置の内容

滞納整理票等により，催告等の処理内容，納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに，定期的な資力回復調査等を実施し，より一層適正な債権管理を図ることとした。

(7) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税の収入未済に係る債権管理において，改善の努力がみられるものの，なお催告等の処理内容，納税指導折衝経過等の記録及び資力調査等に不十分なものが認められたので，今後とも改善策を継続する必要がある。

□ 措置の内容

滞納整理票等により，催告等の処理内容，納税指導折衝経過等を的確に記録するとともに，

定期的な資力回復調査等を実施し、より一層適正な債権管理を図ることとした。

(8) 保健福祉総務課

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金（委託金）において、調定遅延が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

調定・収納事務の習熟に努めるとともに、上司の適切な指導と課内の連絡・チェック体制を強化し、再発防止の対策を講じた。

(9) 観光課

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金（補助金）において、調定遅延が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

調定・収納事務の習熟に努めるとともに、事業及び会計担当者間の連絡体制を強化し、国からの交付決定を受けた後、速やかな調定を行うこととした。

(10) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

住宅使用料において、収入未済を解消する努力がみられるものの、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

口座引落しの促進、文書・電話等による納入催告、悪質滞納者に対する法的措置などの対策に加え、特に長期滞納を抑止するため短期滞納者に重点を置いた個別訪問指導を実施し、収納促進と収入未済の発生防止に取り組むこととした。

(11) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

国庫支出金（負担金）の調定において、不適切な処理が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

国庫支出金（負担金）の調定は、各業務担当者の連携のもと、補助金交付決定通知があった都度行うこととし、適切な処理に努めることとした。